

福岡県公報

平成30年5月29日
第3995号

目次

告示 (第534号 - 第550号)

- 救急病院の認定 (医療指導課) 1
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7

公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) 8
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 9
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 9

告 示

福岡県告示第534号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
飯塚市立病院	飯塚市弁分633-1	平成30年3月28日から 平成33年3月27日まで
嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田1237	
社会保険田川病院	田川市上本町10-18	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
医療法人南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜4-14-17	
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	
医療法人佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通2-4-28	
神代病院	久留米市北野町中川900-1	
安本病院	久留米市三瀬町玉満2371	
福岡大学西新病院	福岡市早良区祖原15-7	
明治記念病院	飯塚市川津360-3	

福岡県告示第535号

次に掲げる病院は、平成30年3月31日付けで、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

病 院 の 名 称	所 在 地
福岡市医師会成人病センター	福岡市早良区祖原15-7
明治記念病院	飯塚市川津360-3

福岡県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生392	北九州若杉病院	糟屋郡篠栗町大字田中 275 番地	H 30・4・1
古生58	みやざき整形外科	古賀市花見東五丁目1-32	H 30・5・16
宰生103	医療法人 牛島産婦人科医院	太宰府市五条二丁目23番8号	H 30・4・1
春生179	みyai内科クリニック	春日市須玖南四丁目30番地	H 30・4・1
春生180	瀧本眼科クリニック	春日市須玖南三丁目88番地	H 30・5・1
筑紫生166	二日市共立病院	筑紫野市二日市中央二丁目10番1号	H 30・4・1
筑生109	あさかわ整形外科クリニック	筑後市大字山ノ井 218 番地 1	H 30・4・1
南筑後生6	ひろかわ腎クリニック	八女郡広川町大字新代 1330 - 1	H 30・4・5

大生453	坂本内科医院	大牟田市黄金町一丁目 294	H 30・3・1
飯生330	ひだ内科クリニック	飯塚市伊川 548 - 1	H 30・5・1
飯生329	明治記念病院	飯塚市川津 360 - 3	H 30・4・1
粕生歯67	新宮湊歯科クリニック	糟屋郡新宮町下府五丁目 11 - 23	H 30・5・1
南筑後生歯8	いなとみ歯科クリニック	八女郡広川町大字新代 1389 - 588	H 30・4・1
大生歯222	かわの歯科医院	大牟田市三里町二丁目 10 - 12	H 30・4・1
田川生歯131	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田 1204 - 3	H 30・4・1
田川生歯132	聖デンタルクリニック	田川郡福智町弁城 3527 - 1	H 30・5・7
飯生歯171	新飯塚いとう歯科ケアクリニック	飯塚市立岩 1049 番地 11	H 30・5・1
古生薬32	野間薬局花見店	古賀市花見東五丁目1-34	H 30・5・1
春生薬70	さんくす薬局須玖南店	春日市須玖南三丁目87番	H 30・5・1
朝倉生薬57	和み薬局	朝倉市頓田 660 - 1	H 30・3・1
南筑後生薬6	クローバー薬局	八女郡広川町大字新代 2341 番地 1	H 30・3・1
豊生薬32	みちや薬局	豊前市大字千束 292 - 1	H 30・4・1
豊生薬33	みちや薬局八屋支店	豊前市大字八屋 1874 - 1	H 30・4・1
福津生訪9	はなえみ訪問看護ステーション	福津市若木台四丁目13番11号	H 30・4・1
福津生訪8	福津訪問看護ステーション	福津市畦町 440 - 8	H 30・4・1

筑生訪4	ナース・エボ訪問看護ステーション	筑後市大字前津 1651 - 82	H 30・5・1
大川生訪8	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字酒見 96 番1 セントラル陽光ビル 301	H 30・4・1
北筑後生訪1	ゆい訪問看護ステーション	三井郡大刀洗町大字甲条 1521 - 3	H 29・11・1

福岡県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生161	一般財団法人西日本産業衛生会若杉病院	糟屋郡篠栗町大字田中 275	H 30・3・31
春生106	みやい内科クリニック	春日市須玖南四丁目 30 番地	H 30・3・31
筑紫生18	医療法人松風会二日市共立病院	筑紫野市二日市中央二丁目 10 - 1	H 30・3・31
筑生89	あさかわ整形外科クリニック	筑後市大字山ノ井 218 - 1	H 30・3・31
大生427	坂本内科医院	大牟田市黄金町一丁目 294	H 30・2・28
飯生158	明治記念病院	飯塚市川津 360 - 3	H 30・3・31
宰生29	牛島産婦人科医院	太宰府市五条二丁目 23 - 8	H 30・3・31

女生歯31	稲富歯科医院	八女郡広川町大字新代 1389 - 588	H 30・3・31
大生歯79	河野歯科医院	大牟田市三里町二丁目 10 - 12	H 30・3・31
田川生歯129	赤村歯科診療所	田川郡赤村大字内田 1204 - 3	H 30・3・31
飯生歯144	J I N D E N T A L C L I N I C	飯塚市弁分 162 - 1	H 30・4・30
嘉麻生歯8	うめざき歯科医院	嘉麻市飯田 125 - 2	H 30・3・31
春生薬62	タカラ薬局徳洲会病院前	春日市桜ヶ丘四丁目 23	H 30・2・9
糸島地生薬58	はまぼう薬局	糸島市加布里 205 - 1	H 30・4・25
田川生薬54	順命堂薬局	田川郡川崎町大字田原 1121	H 30・2・28
京生薬42	聖薬局 犀川店	京都郡みやこ町犀川本庄字道出 180 - 11	H 30・2・20
京生薬74	凜調剤薬局 勝山店	京都郡みやこ町勝山箕田 319 - 2	H 30・3・31
豊生薬8	みちや薬局	豊前市大字千束 292 - 1	H 30・3・31
豊生薬9	みちや薬局八屋支店	豊前市大字八屋字大無田 1874 - 1	H 30・3・31
大川生訪7	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字酒見 96 - 1 セントラル陽光ビル3階	H 30・3・31
田川生訪21	訪問看護ステーション あいあい田川	田川郡福智町赤池 970 - 68	H 29・12・31
田生訪18	訪問看護ステーション あいあい田川	田川市大字楠 2085 - 10	H 30・3・31

福岡県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野生52	医療法人藤原胃腸科内科医院	医療法人攸往会 ゆうおう内科	大野城市下大利一丁目13-12	H 30・4・1
飯生243	医療法人さんご会 飯塚宮嶋医院	医療法人さんご会 みやじま内科呼吸器内科クリニック	飯塚市菰田西二丁目3-52	H 30・4・2
飯生246	医療法人岡眼科クリニック	岡眼科日帰り手術クリニック	飯塚市川津364-2	H 30・4・1
粕生薬136	タカラ薬局 桜丘	タカラ薬局 粕屋 桜丘	糟屋郡志免町桜丘二丁目10-1	H 30・3・14
像生薬57	タカラ薬局 光岡	タカラ薬局 光岡店	宗像市光岡字京縄手5-1	H 30・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生298	医療法人千手医院	飯塚市西町4-48	飯塚市西町4-38	H 30・4・16
宗遠生14	芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8番30号	遠賀郡芦屋町大字山鹿283番7号	H 30・3・1
柳生歯70	なかしま矯正歯科医院	柳川市三橋町蒲船津306-1	柳川市三橋町蒲船津1404-1	H 30・2・3
飯生薬46	サンコー調剤西町薬局	飯塚市西町1800-2	飯塚市西町1629-1	H 30・4・16
宗遠生訪5	芦屋町訪問看護ステーション	遠賀郡芦屋町山鹿283番地7	遠賀郡芦屋町大字山鹿283番地7	H 30・3・1

福岡県告示第539号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大生マ38	田村 光義(九州療養サポートセンター大牟田営業所)	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 30・4・4
大野生マ26	井上 一夫(株オファサポート九州療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	H 30・4・20
大野生マ27	前村 哲也(株オファサポート九州療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	H 30・4・20
田川生マ65	仲江 政史(仲江鍼灸院)	田川郡香春町大字中津原2725-1	H 30・5・8
飯生柔90	永山 修平(いとづの森整骨院 飯塚院)	飯塚市秋松888-1 MYビル1F	H 30・3・31
朝倉生柔24	高良 康弘(あい鍼灸整骨院)	朝倉市甘木192-9	H 30・4・5
朝倉生柔25	谷廣 佳央子(トータルケア鍼灸整骨院)	朝倉市柿原962-1	H 30・4・1
糸島地生柔63	石井 広太(糸島いしい整骨院)	糸島市前原中央三丁目19-20ダイヤモンドスクエス前原105	H 30・4・1
南筑後生柔8	鶴久 博朗(つるひさ整骨院)	八女郡広川町大字久泉524-1	H 30・4・1
南筑後生柔9	山本 賢斗(つるひさ整骨院)	八女郡広川町大字久泉524-1	H 30・4・1

宗遠生柔35	山野 宏太 (STREXZENばるむ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本二丁目10-36	H 30・4・1
宗遠生柔36	斉藤 晃成 (さいとう整骨院)	遠賀郡遠賀町虫生津南2-1	H 30・4・1
朝倉生はき11	柿添 高広 (SEED)	朝倉市甘木1185-1	H 30・3・8
大野生はき15	吉田 章孝 (たぐち鍼灸整骨院)	大野城市下大利一丁目6-22 村上ビル1階	H 30・4・12
田川生はき19	仲江 政史 (仲江鍼灸院)	田川郡春香町大字中津原2725-1	H 30・5・8

福岡県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
春生マ14	畠中 卓也 (グッド鍼灸整骨院)	春日市春日原北町四丁目46-1F	H 30・3・31
飯生柔3	木室整骨院	飯塚市伊岐須845-7	H 22・11・23
宗遠生柔20	松本 達也 (STREXZENばるむ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本二丁目10-36	H 30・3・31
宗遠生柔34	山野 宏太 (STREXZENばるむ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本二丁目10-36	H 30・3・31
朝倉生はき8	幡鉦 功平 (トータルケア鍼灸整骨院)	朝倉市柿原962-1	H 30・4・1
春生はき8	畠中 卓也 (グッド鍼灸整骨院)	春日市春日原北町四丁目46-1F	H 30・3・31

像生はき15	倉光 伸 (神湊鍼灸院)	宗像市神湊904	H 30・3・1
--------	--------------	----------	----------

福岡県告示第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和44年12月22日農林省告示第1998号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年6月24日農林省告示第917号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 井 線	前	朝倉市黒川2128番4先から 朝倉市黒川1733番1先まで	5.2 ～ 18.9	500.0
			後	朝倉市黒川2128番4先から 朝倉市黒川1733番1先まで	6.9 ～ 36.2	

福岡県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字小石原 鼓323番1先から 朝倉郡東峰村大字福井 2926番1先まで	11.0 ～ 35.5	1,231.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原 鼓323番1先から 朝倉郡東峰村大字福井 2926番1先まで	11.0 ～ 67.4	

福岡県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原11295 番先から 八女市黒木町笠原11294 番1先まで	4.5 ～ 5.0	6.2
			後	八女市黒木町笠原11295 番先から 八女市黒木町笠原11294 番1先まで	6.8 ～ 7.1	

福岡県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

30年5月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原11295番先から 八女市黒木町笠原11294番1先まで

福岡県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原1005番5先から 八女市黒木町笠原1044番1先まで	8.8 ～ 15.0	186.0
			前	八女市黒木町笠原1005番5先から 八女市黒木町笠原1044番1先まで	13.2 ～ 19.0	173.0
			後	八女市黒木町笠原1005番5先から 八女市黒木町笠原1044番1先まで	11.1 ～ 17.8	186.0

福岡県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原1005番5先から 八女市黒木町笠原1044番1先まで

福岡県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原2459番6先から 八女市黒木町笠原2452番2先まで	6.0 ～ 13.0	223.8
			後	八女市黒木町笠原2459番6先から 八女市黒木町笠原2452番2先まで	6.3 ～ 114.0	223.8

福岡県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内線 黒木	八女市黒木町笠原2459番6先から 八女市黒木町笠原2452番2先まで

公 告

公告

福岡県環境保全に関する条例に基づく「申請に係る処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年5月29日から平成30年6月27日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyuhouzenjourei.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	平成30年5月17日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
吉井第七土地改良区	平成30年5月18日

公告

解散した清算法人元永土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
則松 定市	行橋市大字津留788番地
中江 廣昭	行橋市大字高瀬93番地6
面頭 由知	行橋市大字真菰1846番地3
村上 正直	行橋市大字津留181番地
中江 敏夫	行橋市大字津留160番地1
西頭 一夫	行橋市大字元永649番地
岡村 孝文	行橋市大字真菰1944番地2
金澤 槌男	行橋市大字馬場282番地
中村 正治	行橋市大字馬場232番地

中村 好美	行橋市大字馬場201番地
七楽 康弘	行橋市大字馬場255番地 1
坪瀬 宏昭	行橋市大字高瀬425番地 1
城戸 良隆	行橋市大字辻垣522番地 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町片峰一丁目2049番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町片峰二丁目2番1号
吉村 修一

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小 川 洋

大牟田都市計画地区計画の変更（平成30年4月27日大牟田市告示第32号、第33号及び第34号）

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

平成30年5月29日

福岡県知事 小 川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社あんしんサポート	福岡市西区野方六丁目27番2号	福岡市城南区飯倉一丁目6番25号	平成30年4月16日
特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター	大牟田市正山町26番地	大牟田市正山町26番地	平成30年4月26日